

宮崎県バス利用促進協議会コーディネーター業務委託仕様書

1 業務の目的

令和6年2月に策定した「宮崎県地域公共交通計画（以下「計画」という。）」に基づく施策・事業の一つとして、県、市町村及び路線バス事業者によって令和6年4月26日に設立された宮崎県バス利用促進協議会（以下「協議会」という。）が取り組むバスの利用促進に資する事業について、専門的な知識を有するコーディネーターが企画、立案から実施までを総合的にサポートすることで、より効果的な利用促進策を展開し、バス利用者の増加、ひいてはバス路線の維持・充実を図ることを目的とする。

2 業務の名称

宮崎県バス利用促進協議会コーディネーター業務

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 業務委託の内容

受託者は、本事業の目的を達成するため、地域公共交通に関する関係法令や計画の内容を十分理解した上で、以下の業務を行う。

また、記載事項以外に、業務の目的達成に資する取組がある場合は、予算の範囲内で追加提案すること。

(1) 協議会の運営

事業の目的の達成に向けて、年間スケジュールの作成、協議会委員及びオブザーバー等の関係者との連絡調整、業務全般の進捗管理を行う。

(2) 協議会、部会、ワーキンググループの開催

事務局と連携して、協議会及び以下の部会等について、日程調整、開催案内、資料作成、当日の運営、会議録の作成等を行う。

（協議会に設置する部会等）

① 圏域部会

県北、県央、県西・県南の3つの圏域ごとに県、市町村、路線バス事業者及びオブザーバー（宮崎運輸支局、県タクシー協会、JR九州宮崎支社）で構成し、主に利用促進策を検討するもの。

② 乗り継ぎ検討部会

県、代表市、路線バス事業者及びオブザーバー（宮崎運輸支局、JR九州宮崎支社、宮崎空港ビル、宮崎カーフェリー）で構成し、バスを中心とした各交通モード間の乗り継ぎの円滑化について検討するもの。

③ イベント・研修ワーキンググループ

県、市町村、交通事業者及びオブザーバー（宮崎運輸支局）で構成し、バス利用を促進するイベント並びに県、市町村及び交通事業者の実務担当者を対象とした研修会を企画・実施するもの。

(3) 利用促進策の検討・実施

- ・ バスの利用促進策の検討にあたり、参考となる他自治体の事例や国の補助金等について、適

宜情報提供を行うとともに、事業に要する費用や、その効果等のシミュレーションを行う。

- ・ 利用促進策の実施に当たって必要となる導入支援や、導入後の効果検証、事業の見直しといった伴走支援を行う。

(4) 乗り継ぎの円滑化に向けた検討・調整

- ・ 鉄道、航空機、カーフェリー等とバスとの結節状況を整理し、乗り継ぎの円滑化に係る課題を抽出する。
- ・ 参考となる他自治体の事例等について、適宜情報提供を行いながら、乗り継ぎ検討部会と連携して、抽出した課題の解決に向けた議論を行う。

(5) バスイベントの開催支援

- ・ ワーキンググループと連携して、バス利用を促進するイベントの企画運営を行う。
- ・ 参考となる他自治体の事例や、イベント実施に向けて必要となる交通事業者等の関係者との連絡調整を行う。

(6) 研修会の開催支援

- ・ ワーキンググループと連携して、県、市町村及び交通事業者の実務担当者を対象とした研修会の企画運営（議題の検討、講師との調整、資料作成、当日の運営、会議録の作成等）を行う。

5 経費

業務により生じる経費（印刷費、会場・設備使用料、外部専門家等への謝金・旅費、先行事例調査に係る旅費等）は、受託者が委託料より支弁する。

6 成果品

- (1) 業務報告書一式（製本せず、ファイルに綴じた状態で提出すること）
- (2) 成果物の電子データ一式（図表・グラフ等については Excel・PowerPoint 形式等加工可能な状態で提出すること）

7 その他

- (1) 成果品その他本業務で生じる著作物等に関する一切の権利は、すべて委託者に帰属するものとし、受託者は委託者に無断でこれらの使用、貸与及び公表等を行ってはならない。
- (2) 受託者は、委託者と緊密な連携を保ちつつ業務を遂行するものとする。
- (3) 業務の遂行に当たって、本仕様書に定めのない事項が生じた場合、又は疑義が生じた場合は、速やかに委託者と受託者で協議を行うものとする。